

公認プール施設要領

2014

(2014. 4. 1 施行)



公益財団法人 日本水泳連盟

公認プール施設要領

2014

(2014. 4. 1 施行)

公益財団法人 日本水泳連盟

プール公認規則（2014） 施設要領編

目 次

① 競泳競技会用プール施設要領	1
② 飛込競技会用プール施設要領	7
③ シンクロナイズドスイミング用プール施設要領	13

① 競泳競技会用プール施設要領

日本水泳連盟が公式競技会又は公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認めるプールの基準と手続きを定める規定として、「日本水泳連盟プール公認規則」がある。このプール施設要領は、本連盟の主要大会または本連盟が主催する国際大会を対象とするプールの施設要領として詳細を定めるものである。

○公認競泳プール

1 施設の種別

(1) 国際基準プール

国際水泳連盟（FINA）主催の国際大会に使用する競技場

大会：・オリンピック・世界選手権・ユニバーシアード
・パンパシフィック・アジア大会・東アジア大会
・アジア選手権・日本選手権50m、25m
・ジャパンオープン50mなどを開催するプール

施設：プール公認規則に適応し、10レーン、水深3m推奨、国際大会に支障ない基準を備えるプールであり、施設については本連盟との事前協議を必要とする

(2) 国内一般プール・AA

日本水泳連盟主催の主要大会に使用する競技場

大会：・国体・インターハイ・日本実業団・インカレ
・ジュニアオリンピック・全国中学・全国国公立
などを開催するプール

施設：プール公認規則の国際プール又は一般プールに適応し、10レーン、水深2m以上の施設を有することが望ましい

(3) 国内一般プール・A

日水連・県レベルの大会、予選会に使用する競技場

大会：・全国大会県予選・県大会・全国大会ブロック大会

・全国マスターズ・本連盟主催主要競技会（日中戦、早慶戦等）・本連盟公認競技会などを開催するプール
施設：プール公認規則・一般プールに適用し、8レーン以上、水深1.35m以上を有すること（スタート台の設置）

- (4) 標準プール：市水連主催の大会、記録会等に使用する競技場
大会：・市民大会・記録会・地域予選などを開催するプール
施設：プール公認規則・標準プールに適用し、6レーン以上、水深1.0m以上、（スタート台使用の場合：端壁前面6mは水深1.35m以上とする）を有するプール

2 計時機器（自動審判計時装置）

施設の常設機器は、プール種別（大会開催予定）に対して別表（1）プールの種別と大会時における計時機器一覧を参考に整備することが望ましい。

3 練習施設

50m国際基準プールについては、50mプールを併設する。国内一般AA及びAプールについては事情の許す限り50mプールを併設することとし、50mプールが併設できないときは25mプールとする。ただし、競技者が容易に使用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる。

4 プール設備（室内外種別）

室内外の種別については、国際基準プール及び国内一般プールAA及びAについては原則として室内が望ましい。

5 室内プールの場合

- (1) プールの天井

室内プールの天井は、設置することが望ましい。天井を設置しない場合、梁の架け渡す方向を、原則としてレーンラインの方向と平行または直角とする。

(2) 室温調節

室温は競技中を通して常に $28^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ で水温以上に保たれるような空気調整設備を設置する。

(3) 残響時間

残響時間は次の数値以内とすることが望ましい。

- ・国際基準プールは、3秒以内
- ・一般プールAA及びAは4秒以内

6 屋外プールの場合

(1) 配置

プールの配置はレーン方向を、原則として南北軸で配置することが望ましい。また、片面に観客席を有する場合には、反射光の視覚障害に留意し、西側客席の配置であることが望ましい。

7 プールサイドの床

適切な水勾配を確保し、耐水性のある滑り転倒事故に留意した防滑性を有する材料を使用することが望ましい。

8 採光・照明設備

直射光・水面反射光による選手、審判、役員、観客への有害な反射・眩輝等の視覚障害が起こらないよう十分留意しなければならない。このため、原則として自然採光によらず、人工照明とする。照明器具の取り付け高さは、間接照明の場合、人が容易に触れる恐れのないよう2.3m以上とすること

が望ましい。

また、直接照明の場合、観客席のない場合では対面するプール側壁からの仰角を30度、観客席のある場合では仰角40度をそれぞれ超えた位置とすることが望ましい。

9 照度

プール施設の照度は600ルクス以上とする。また、国際基準プール、国内一般プールAAにあつては、テレビなど映像撮影に必要で、照度の低下を考えプール全水面の照度を2500ルクス以上とすることが望ましい。

10 循環ろ過装置・滅菌装置

快適で衛生的なプール水を確保するための装置を設置することとすることが望ましい。

11 オーバーフロー形式

競技会を行うプールでは原則としてなぎさ式（フィンランドオーバーフロー形式）とすることが望ましい。

12 必要諸室

競技場には、大会に応じて・役員控室及びロッカー・会議場（100人程度収容可能）・記録室・審判室・選手控室及びロッカー・報道関係者席及び控室・選手用シャワー及びトレーニング室（マッサージ台）・救護室及び仮設を含めドーピング検査室等を配置よく設置することが望ましい。

13 観客席

①国際基準プールでは、FINA及び本連盟との協議を必要とする。

- ②一般AAプールでは、2500人以上の収容能力（仮設を含む）観客席が望ましい。
- ③一般プールAでは、800人以上の収容能力（仮設を含む）が望ましい。

14 駐車場

駐車場は、一般AAプールでは周辺駐車場を含め200台以上を確保することが望ましい。

また、一般Aプールでは100台以上確保することが望ましい。

- ・この要領は、本連盟の判断で緩和することができる。

計時機器（自動審判計時装置）

別表（1）プールの種別と大会時における計時機器一覧

大会名	計時装置	レーンボックス	タッチプレート		スタート装置	スターティングブロック（リレー引継センサー含む）		水中ビデオカメラ	リザルトシステム	スコアボード（競技表示機能含む）		移動型表示盤	Web UP (LAN等)
			上部	感動型		バックプレート	バックプレート			大型LED表示盤	大型LED映像装置		
・国際基準プール													
日本選手権 50m	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
日本選手権 25m	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
・国内一般プールAA													
ジャパンオープン	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
日本実業団	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
全国公立大学選手権	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
全国中学校	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
全国高等学校総合体育大会	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
JOCジュニアオリンピックカップ(夏季)	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
JOCジュニアオリンピックカップ(春季)	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
日本学生選手権	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
国民体育大会	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	—	○
・国内一般プールA													
日本連主要大会（日中戦、早慶戦他）	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—
日本連公認競技大会（とびうお杯、コナミオープン他）	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—
全国大会県予選	○	○	△	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—
県大会	○	○	△	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—
全国大会ブロック大会	○	○	△	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—
日本マスターズ	○	○	△	○	○	○	○	—	○	○	△	○	—

*本表は大会を実施する場合、必要と見込まれる機材や機器であり、プールの公認申請する場合、必ずしも必要ではなく、あくまでも大会を運営、実施する場合に必要なものを一覧表として取りまとめたものである。(ただし、スタート台を除く)

② 飛込競技会用プール施設要領

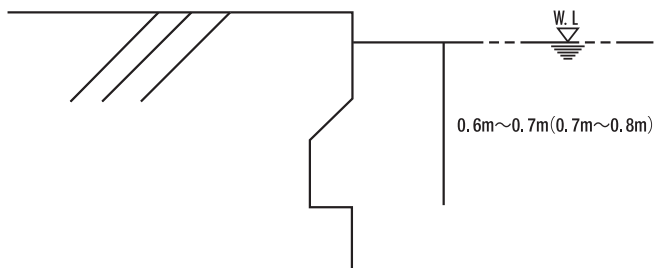
本連盟主催の主要競技会を開催するに当たり、必要となる施設・付帯設備の基本事項は以下の通りである。これはプール公認規則（以下規則という）を補足するものであり、当該プールを新設並びに改修の際にはこれに準ずるものとする。

1 プールサイド

- ①競泳プール側との間隔は規則第34条に従うこと。選手紹介、表彰式等の使用に適する様、十分に余裕を持った間隔とすること。
- ②プールサイドの奥行きは5 m以上とすること。ジャッジ台、競技役員席等の配置のため十分に余裕を持った奥行きとすること。

2 プール

- ①プール側壁面（1面以上）には水面下0.6m～0.7m（オーバーフロータイプでは0.7m～0.8m）に掘込式の足場を設けること。（図1）
ただし、高さ1.0m以下の練習用飛込台直下には設けないこと。（図-1）



- ②退水用のはしごは側壁面に掘込式とすること。階段を設ける場合にも掘込式とし、プール内部には突出しないこと。

- ③施設の保守管理用はしごを設ける場合、飛込台側の側壁面では飛込台（飛板）の軸間に配置すること。
- ④波立て装置が発泡装置の場合、噴出部は10m飛込台先端の約2m前方で、飛込台（飛板）の軸間に配置すること。また噴出量は調整可能であること。
- ⑤散水装置や発泡装置を稼働する前の水面から飛込台や静止した飛板までの高さはdiving facilities dimensions table記載内容と同じでなければならない。これらの測定は、日本水泳連盟公認測量者による。

3 飛込台

- ①練習用として飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、水面から高さ0.2m～0.3m、長さ5.0m以上、幅1.0m以上の飛込台（最低1基）を設けること。この他にも高さ1mまたは3mの練習台を設けることが望ましい。
- ②昇降用の階段には滑り止めを施すこと。階段の天井は頭部が接触しない高さにすること。高さ1.0m以下を除き、階段の代わりにはしごを設置することは認めない。
- ③旧規則で公認を受けた施設がシンクロナイズド競技に対応するため飛込台を拡幅改修する場合に限り、以下の条件を満たせば規則83条2項の適用を除外する。
 - i 拡幅した左右端の鉛直線上に隣接台が掛からないこと。
 - ii 飛込台の先端が隣接台より0.5m以上前方にあること。

4 飛板

国際水泳連盟（FINA）の認定を受けたものでなければならない。

- ①飛板は本連盟飛込委員会の事前承認を受けること。
- ②可動式支点は飛板と同一メーカーの製品を設置すること。

③練習用として、飛板1mを別に2基設置すること。

5 照明及び採光

①照明及び採光は、競技者ならび審判員の目に直接入らないようにすること。

②10m飛込台真上の照明は、輝度もしくは光量が調節可能であること。

③採光窓は、カーテン等により光量が調整可能であること。

6 音響設備

①音響設備は競泳プール側と飛込プール側とに分離が可能であること。

②他の競技と併行して飛込競技が実施される場合、補助用として移動型音響装置を使用する。そのケーブル保護資材を配慮すること。

7 自動記録・掲示装置

①本連盟公認のリザルトシステム・掲示装置を使用する。

②他の競技と併行して飛込競技が実施される場合、移動掲示装置を使用する。表示はフルマトリックス方式が望ましい。

③ジャッジ入力端末は11台を使用する。レフェリーと通告用として、リザルトシステム主PCと同一画面を表示するモニター2台を使用する。

④速報用に「PDF」作成ソフトを使用する。

⑤各装置のケーブル保護資材を配備すること。

⑥リザルトシステムは各競技者に対する評点を記録し、最終得点を確定する。

⑦システムは、下記の事項が必須である。

- ・ジャッジの評点を0.5点刻みでの記録。
- ・演技前と演技後に各選手の記録がされ計算された情報の表示。
- ・ジャッジ入力装置は、各ジャッジが評点を入力し、その確認。
- ・競技終了後、ジャッジ考課表の提供。
- ・スコアボードに評点を表示する前に、レフェリー用モニターへの全ジャッジの評点表示。
- ・以下の情報が印刷できる
 - イ 飛順
 - ロ スタートリスト
 - ハ 各ラウンド毎のランキング
 - ニ 競技終了後のランキング
 - ホ 競技終了時の、各選手の評点と得点

8 備品

- ①ジャッジ台11台、座面高は水面より1.5m～2.0mとする。
プールサイドの奥行きが狭い場合には座面高は低いほうが望ましい。
 - ・ジャッジ台はレフェリーによって両サイドに一列に並べられる。
 - ・1m飛板飛込ではプールサイドでの使用に適した椅子を使用する。
- ②リザルトPCの故障に備えて次を配備すること。
 - ・採点用フラッシュカード11組
 - ・演技種目表示板1台
- ③各帳票印刷用のコピー機1台。
- ④競技役員連絡用無線機4台以上。

⑤リザルトシステム主PCとは別にパソコン1台。

9 諸室

- ①記録室はプールサイドに面し、空調を完備することが望ましい。
室内部においてリザルトPCとの接続（LAN）ができること。
- ②選手控室はストレッチマット等を配備することが望ましい。室内プールの場合には部屋を設けず、プールサイドに選手控えコーナーを設置してもよい。
- ③役員控室は小会議の開催可能な様、机・椅子・ホワイトボードを配備すること。

10 施設の種別

国際飛込プール・一般飛込プール

飛込競技施設

最低基準は次の通りとする。

- (1) 飛板 1 m及び3 m 各2基
- (2) 飛込台 5 m、7.5m、10m、各1基
- (3) 電光掲示装置 各ジャッジの採点を即時に表示できるもの

11 その他の設備

規則第73条の温浴槽は気泡浴槽とすることが望ましい。なお、温水シャワーは併設すること。

12 ドライランド

ドライランドについては、新種目や高等種目を練習する選手の安全と技術力向上のため、競技エリア付近に設置されることが望まれる。詳細については（公財）日本水泳連盟と協議のこと。（別図参照）

③ シンクロナイズドスイミング用プール施設要領

競技に必要な装置

1 自動記録機器

最低限、以下の装置を用意する。

- ①得点記録装置：ジャッジ数と同数（フィギュア6～28、ルーティン5～15）
- ②競技結果は、レフリーまたは指名された競技役員の確認後に転送される。
- ③競技結果記録およびバックアップシステムを有する競技記録装置（コンピューター）。FINA承認のプログラムおよびシステムのみが使用できる。
- ④すべての記録情報、スタートリストおよび結果リストを印刷する印刷機器。
- ⑤競技結果に基づくジャッジ査定システム。FINA TSSC承認のプログラムおよびシステムのみが使用できる。
- ⑥32桁×10行以上のスコアボード（またはFINA施設規則FR4.7.1に規定されたスコアボード）が付いたスコアボード制御機器。スコアボードはすべての記録情報と経過時間が表示できなければならない。
- ⑦電気システムの故障に備えて、各ジャッジにフラッシュ板を準備する。

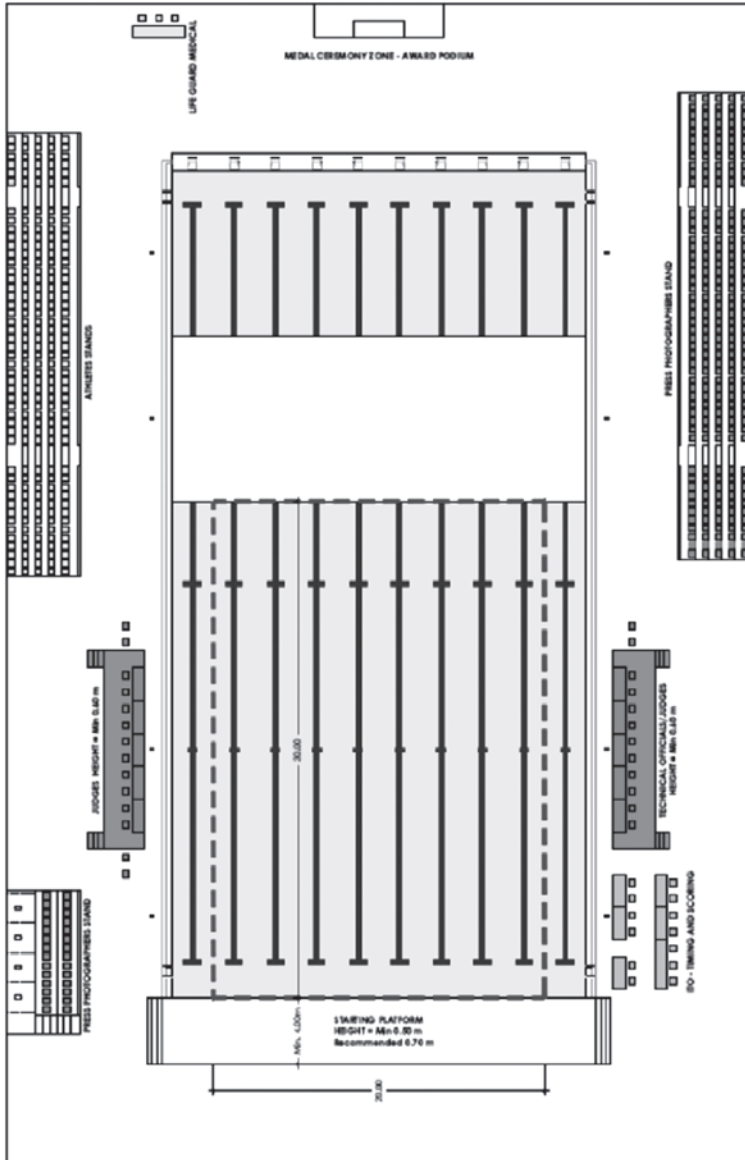
2 音響装置と表示基準

最低限、以下の音響装置を用意する。

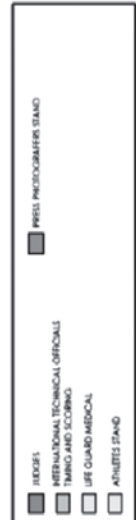
- ①アンプおよびミキシングシステム
- ②音楽再生装置

- ③場内放送および式典用の高品質マイクとマイクスタンド
- ④スピーカー。大会会場内および観客席の両方へ均一で鮮明な音を供給できるような数・大きさ・配置で用意する。
- ⑤あらゆる雑音に勝り、競技者が許容できるレベルの鮮明で均一な水中音を供給できる水中スピーカー
- ⑥水中スピーカーに金属シェルが使用されている場合、水中スピーカー用絶縁型インピーダンス整合変圧システム
- ⑦音響レベルモニター用の音量（デシベル）メーター
- ⑧機器を適切に相互接続するためのコード、および適切にスピーカーを配置し最適な音響分布を得るために必要な長さの延長コード
- ⑨スピーカーなどの機器を保護するヒューズ・システム
- ⑩すべての機器を確実に接地するアース線
- ⑪電気コードやスピーカーのコードを踏んだり、つまずいたりすることによって起こりうる怪我や機器の損傷を最小限に抑えるために必要な安全素材
- ⑫ストップウォッチ 1 個
- ⑬設置当初の特殊接続あるいは緊急修理に必要な工具および計器類
- ⑭競技役員と音響デスク間の連絡システム
- ⑮水中スピーカーの連続モニター装置

シンクロナイズドスイミング（競技場詳細）図



**FIELD OF PLAY FOR OLYMPIC GAMES
AND WORLD CHAMPIONSHIPS
SYNCHRONISED SWIMMING
ANNEX 5**



公認プール施設要領 2014 年版 (©2014 年)

平成 26 年 4 月 1 日発行

発 行 者 公益財団法人 日本水泳連盟
〒150-0041 東京都渋谷区神南 1 丁目 1 番 1 号
岸記念体育会館内
TEL. 03-3481-2306 FAX. 03-3481-0942

印 刷 所 株式会社 エーピーアイ
東京都江東区清澄 2 - 11 - 7
